

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令中の対応について

一般社団法人大阪発明協会

●大阪発明協会：新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業務時間の変更について

一般社団法人大阪発明協会は、新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえ、1月13日(水)より当面の間、事務職員のテレワーク・時差出勤の実施のため、事務局の業務体制ならびに業務時間を下記の通り変更いたします。

月～金曜日：時短業務に移行

土・日・祝日：休み

業務時間(月～金)：10:00～17:00

通常の業務体制に戻る際は、改めてお知らせいたします。

(緊急事態宣言が解除された時点で、通常業務に復帰いたします)

皆さまには大変ご不便をお掛けしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

●大阪発明協会：複写関係等のサービスについて

当協会が実施しております特許公報類、出願書類(包袋書類)等の複写サービスにつきまして、緊急事態宣言発令中も通常通り実施いたしますが、特許庁図書館の閉館期間中は、電子化されていない紙包袋書類はお取り寄せできませんので、何卒ご了承ください。

また、認証付き原簿謄本もお取り寄せできません。

お取り寄せ可能な書類は下記のとおりです。

【電子包袋】

<特許・実用新案>

- 出願番号が平成2年400001以降の国内出願包袋
- 出願番号が2000年以降のPCT経由の出願包袋
- 審判番号が2000年以降の査定不服審判包袋

<意匠><商標>

- 出願番号が2000年以降の出願包袋
- 審判番号が2000年以降の査定不服審判包袋

【原簿謄本】

皆さまには大変ご不便をお掛けしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。